

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 4 月 15 日付け農水第 34 号-2 で行った行政情報部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成 12 年四日市市条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づいて令和 2 年 4 月 6 日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和 2 年 4 月 15 日付けで行った行政情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、開示された行政情報は審査請求人が開示を求めたものではないことを理由に、本件決定を取り消し、行政情報不存在決定を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求人が求める行政情報は、四日市市尾平町において申出がされている農用地除外の計画が農業振興地域の整備に関する法律に基づいて適法な物かどうかを公正に判断した記録である。

(2) ①審査請求人と実施機関はそれぞれお互いに三重県に対して四日市市尾平町において申出されている農用地除外の計画が農業振興地域の整備に関する法律に基づいて適法な物かどうかを相談すると約束をした。約束通りに審査請求人は三重県庁農地調整課及び四日市農林事務所に相談をした。

②実施機関は、四日市市尾平町において申出されている農用地除外の計画が農業振興地域の整備に関する法律に基づいて適法なものかどうかと相談するのではなく、四日市市としては四日市市尾平町において申出された農用地除外の計画を四日市市農業振興地域整備計画に入れない意向であると、通告に等しい相談内容であった。

③審査請求人が求めているのは三重県に対して四日市市尾平町において申出さ

れている農用地除外の計画が農業振興地域の整備に関する法律に基づいて適法な物かどうかを相談した記録である。従って、開示された行政情報は請求者が求めている行政情報ではない。

- (3) よって、本件決定を取り消して、行政情報不存在決定を行い、正しい協議及び審査をやり直すように求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示請求している内容は、日時や協議相手を指定した具体的なものであり、本件で開示した文書を請求しているのは明らかである。したがって、行政情報部分開示決定した内容は請求内容に沿ったものであると考えられる。
- (2) 開示請求の時点で、具体的に日時や内容を特定した行政文書を開示対象としているので、行政文書の特定は適切にされている。そのため、開示した行政文書が自己の意に沿わないということで不存在決定が妥当であるとの主張は、妥当ではない。

5 審査会の判断

- (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

- (2) 開示対象とされた行政情報の適否について

ア 審査請求人は、実施機関が開示の対象とした行政文書は、本件開示請求により開示を求めたものではないと主張する。審査請求人の主張によると、審査請求人が求めているのは、四日市市尾平町において申出されている農用地除外の計画が農業振興地域の整備に関する法律に基づいて適法な物かどうかを公正に

相談した記録であるとのことである。

この点、開示請求書には「2020年3月6日に四日市市の農水振興課と四日市農林事務所とが行った協議の会議録及び配布資料（事前配布を含む）の開示を請求させていただきます。」と記載されていたのであり、かかる記載からすれば、実施機関が特定をして開示した文書は適切なものであると考えられる。

また、審査請求人からは開示文書の特定の際、前記のような主張をしたことを推測できる資料等の提出はなく、実施機関からの聞き取りにおいても、審査請求人が開示文書の特定の際に前記のような主張をしたことは確認できないとのことであった。その点について、特に不合理性はない。

そのため、当審査会では、審査請求人が開示文書の特定の際に前記のような主張をしたと認めることは困難である。

イ 次に、開示をした文書を当審査会にて確認をしたところ、当該文書は、実施機関と四日市農林事務所との協議の会議録が記載された決裁文書であり、特段、審査請求人が請求した文書に相違ないものと考えられる。

また、本件開示文書以外に、実施機関が三重県四日市農林事務所との協議をした際の記録は、配布資料以外に存在しないとの実施機関の説明が不合理であるとはいえないため、本件開示文書以外に協議に関する行政文書が存在すると判断することは困難である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月27日	・ 諮問書受理
令和7年2月18日	・ 審議（令和6年度第9回審査会合議体）
令和7年3月11日	・ 審議（令和6年度第10回審査会合議体）
令和7年5月12日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和7年度第1回審査会合議体）
令和7年6月17日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和7年度第2回審査会合議体）
令和7年7月31日	・ 審議（令和7年度第3回審査会合議体）
令和7年9月22日	・ 審議（令和7年度第4回審査会合議体）

令和 7 年 1 0 月 1 7 日	・ 答 申
--------------------	-------

経緯（参考）

令和 2 年 4 月 6 日 行政情報開示請求

令和 2 年 4 月 1 5 日 行政情報部分開示決定

令和 2 年 7 月 1 6 日 審査請求

令和 2 年 9 月 2 5 日 弁明書

令和 2 年 1 2 月 1 日 反論書